

政令第二百六十六号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項、第十八条第三項及び第四項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

「第二款 内部部局

目次中「第九十三条」の下に「・第九十四条」を加え、
第一目 長官官房及び部の設置等（第九十四

第二目 課の設置等（第九十九条―第一百一

条―第九十八条）を「第二款 内部部局（第九十五条―第一百五）」に改める。

条）
「

第四条第十六号及び第十七号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、同条第十八号中「こと」の下に「（文化庁の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十九号中「並びに学芸員となる資格の認定

」を削り、同条第二十号及び第二十一号中「、博物館」を削り、「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、同条第二十二号中「こと」の下に「（文化庁の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二十八号及び第二十九号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、同条第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とする。

第五条第九号中「及び」の下に「文化庁並びに」を加え、同条第二十号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、同条第二十五号及び第二十六号中「スポーツ庁及び」の下に「文化庁並びに」を加える。

第六条第一項第四号、第十八号及び第十九号中「スポーツ庁及び」の下に「文化庁並びに」を加え、同項第二十三号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加える。

第二十六条第四号、第五号、第九号及び第十号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加える。

第二十八条第一号中「こと（」の下に「文化庁及び」を加え、同条第二号中「並びに学芸員となる資格の認定」を削り、同条第三号中「こと（」の下に「文化庁及び」を加え、同条第四号及び第五号中「、博物館」を削り、「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、同条第七号及び第八号中「スポーツ庁及び」の下に「文化庁並びに」を加え、同条第九号を削る。

第三十三条第六号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三十四条第三号中「及び」の下に「文化庁並びに」を加え、同条第十一号中「体育」の下に「及び芸術に関する教育」を加える。

第三十五条第二号から第四号までの規定中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加え、「及び他課」を「並びに他課」に改める。

第三十七条第四号中「スポーツ庁及び」の下に「文化庁並びに」を加え、同条第五号から第七号までの規定中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加える。

第三十八条第三号、第五号及び第六号中「スポーツ庁及び」の下に「文化庁並びに」を加える。

第四十六条第四号、第六号及び第七号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加える。

第四十七条第三号、第八号及び第九号中「スポーツ庁及び」の下に「文化庁並びに」を加える。

第五十二条第一号中「スポーツ庁」の下に「及び文化庁」を加える。

第九十三条中「一人」を「二人」に改める。

第二章第二節第二款第一目の目名及び第九十四条を削り、同節第一款中第九十三条の次に次の一条を加え

る。

（文化財鑑査官及び審議官）

第九十四条 文化庁に、文化財鑑査官一人及び審議官二人を置く。

2 文化財鑑査官は、命を受けて、文化庁の所掌事務のうち文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。以下同じ。）に関する専門的、技術的な重要事項に係るものを総括整理する。

3 審議官は、命を受けて、文化庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第九十五条を次のように改める。

（課及び参事官の設置）

第九十五条 文化庁に、次の九課及び参事官二人を置く。

政策課

企画調整課

文化経済・国際課

国語課

著作権課

文化資源活用課

文化財第一課

文化財第二課

宗務課

第九十六条から第九十八条まで、第二章第二節第二款第二目の目名及び第九十九条を削る。

第百条中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、同条を第九十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（企画調整課の所掌事務）

第九十七条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

- 二 文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。
- 四 博物館による社会教育の振興に関すること。
- 五 学芸員となる資格の認定に関すること。
- 六 アイヌ文化の振興に関すること（国語課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 文化審議会の庶務（国語分科会、著作権分科会、文化財分科会及び文化功労者選考分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 八 独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関すること。

（文化経済・国際課の所掌事務）

第九十八条 文化経済・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済の振興に資する見地からの文化の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する
こと。

二 文化庁の所掌事務に関する税制に関する調整に関すること。

三 文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。

）。

四 文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

第百一条から第百四条までを削り、第百五条を第九十九条とし、同条の次に次の四条を加える。

（著作権課の所掌事務）

第百条 著作権課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権（次条第一号及び第百五条第一号において「著作権等」という。）の保護及び利用に関すること。

二 文化審議会著作権分科会の庶務に関すること。

（文化資源活用課の所掌事務）

第百一条 文化資源活用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文化（著作権等に係る事項を除く。以下この号において同じ。）に係る資源の活用（第百五条第五号

から第八号までに規定するものを除く。)による文化の振興に関すること。

二 文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三 文化財についての補助及び損失補償に関すること。

(文化財第一課の所掌事務)

第二百二条 文化財第一課は、次に掲げる事務(第一号から第四号までに掲げる事務にあつては、文化財についての補助及び損失補償に係るものを除く。)をつかさどる。

一 建造物以外の有形文化財の保存に関すること。

二 無形文化財の保存に関すること。

三 民俗文化財の保存に関すること。

四 文化財の保存技術の保存に関すること。

五 文化審議会文化財分科会の庶務に関すること。

(文化財第二課の所掌事務)

第二百三条 文化財第二課は、次に掲げる事務(文化財についての補助及び損失補償に係るものを除く。)を

つかさどる。

- 一 建造物である有形文化財の保存に関する事。
- 二 記念物の保存に関する事。
- 三 文化的景観の保存に関する事。
- 四 伝統的建造物群保存地区の保存に関する事。
- 五 埋蔵文化財の保存に関する事。

第百六条を第百四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(参事官の職務)

第百五条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務(第五号から第八号までに掲げる事務にあつては、文化財についての補助及び損失補償に係るものを除く。)を分掌する。

- 一 文化(文化財に係る事項及び著作権等に係る事項を除く。以下この条において同じ。)の振興(文化に係る資源の活用によるものを除く。次号及び第四号において同じ。)に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。

- 二 文化の振興のための助成に関すること。
- 三 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。
- 四 文化の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 五 建造物以外の有形文化財の活用に関すること。
- 六 無形文化財の活用に関すること。
- 七 民俗文化財の活用に関すること。
- 八 文化財の保存技術の活用に関すること。
- 九 学校における芸術に関する教育の基準の設定に関すること。
- 十 私立学校教育の振興のための学校法人（放送大学学園を除く。）その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（学校における芸術に関する教育に係るものに限る。）に関すること。
- 十一 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における芸術に関する教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 十二 教育関係職員その他の関係者に対し、学校における芸術に関する教育に係る専門的、技術的な指導

及び助言を行うこと。

第一百七十七条から第一百十一条までを削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

(文化審議会令の一部改正)

第二条 文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「長官官房政策課」を「企画調整課」に改め、同条ただし書中「文化部」及び「長官官房」を削り、「文化財部伝統文化課」を「文化財第一課」に改める。

（独立行政法人日本芸術文化振興会法施行令及び独立行政法人国立美術館法施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「文化部芸術文化課」を「企画調整課」に改める。

- 一 独立行政法人日本芸術文化振興会法施行令（平成十五年政令第三百七十号）第三項
- 二 独立行政法人国立美術館法施行令（平成十八年政令第百六十二号）第三項

(独立行政法人国立文化財機構法施行令の一部改正)

第四条 独立行政法人国立文化財機構法施行令(平成十八年政令第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第三項中「文化財部美術学芸課」を「企画調整課」に改める。

理 由

文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十一号）の施行に伴い、及び文化庁の所掌事務の的確な遂行を図るため、文化庁に、文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を所掌する企画調整課、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務等を所掌する参事官を新たに置く等、文化庁の組織の再編等を行う必要があるからである。